

1 2月市議会一般質問（分割）案

2010年12月7日

6番 日本共産党 福間健治

日本共産党の福間健治です。質問通告をしました、5項目について、分割方式で質問いたします。

1、政府与党の政権運営について

政権交代から1年有余たちました。衆参で与野党が逆転し、「ねじれ国会」となって、初の本格論戦となった臨時国会の所信表明で菅首相は「閉塞感を打破する」と強調しました。しかし先月可決・成立した2010年補正予算は、大企業支援や大型公共事業を盛り込む一方で、円高、デフレなど景気悪化に苦しむ国民の生活と営業を救済する有効な手立てはほとんど見当たりません。そのうえ今後社会保障関連は公約違反の改悪が目白押しです。

普天間基地問題では「県内移転」反対の沖縄県民の総意に反して名護市辺野古への新基地押し付けを強めています。日本農業を破壊する環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）で、「協議開始」を打ち出しました。「自立した外交」どころか、あるのは「忠米」だけです。

「政治とかね」の問題では、民主党小沢一郎元代表が強制起訴されても国会招致に応じず、企業・団体献金禁止の公約にも反して、公共事業受注企業からの献金受け入れ再開を決めました。

さらに尖閣諸島や千島列島の領土問題への対応でも歴史的事実と国際法に基づいた道理ある外交姿勢は見受けられません。

「これまでの政治を根本から変えてほしいという国民の願いに応えるどころ

か、「自民党化」を深め、国民の失望と怒りをいっそう広げています。

そこで質問しますが、これまでの政府与党の政権運営をみるかぎり、今後の市政の運営や財政への影響が懸念されますが、市長はどのような評価をされているでしょうか、見解を求めます。

次に国民健康保険について質問します。

国保の「広域化」などについてです。「国保広域化」にむけて、5月に成立した改定国保法で、都道府県に「広域化等支援方針」の策定を促すなど、広域化推進のための制度改変が行われました。「支援方針」には、財政改善、収納率向上、医療費適正化の目標が書き込まれ、県内保険税の統一、減免制度ならびに基準の統一、収納率の統一、この3つの統一化に向け都道府県がその実行を市町村にせまっています。

国は、これを促進するため、普通調整交付金のペナルティーを免除する通達で誘導しています。当面のねらいは一般会計からの繰り入れをなくさせることにおいでいます。いまださえ負担の限界を超えている国保税の値上げに繋がるものが懸念されます。

「国保広域化」は「後期高齢者医療制度の悪い部分を「利点」と評価して、負担増と給付抑制の仕組みを国保制度全体に拡大するものです。この先には、これまで自民党小泉「構造改革」以来、医療費抑制の総仕上げとしてすすめられてきた「負担と給付の公平化」、「地域保険の一元化」で国庫と企業からの負担削減のねらいが背景にあります。

いま貧困・生活苦が深刻化するなかで、「国保広域化」は中止し、憲法の立場にたった社会保障として国民皆保険の土台にふさわしい制度に再建することが必要と考えます。いま行うべきことは、高い国保税の負担を軽減すること、病

気になっても患者になれない被保険者をなくすことです、見解を求めます。

3、高齢者医療制度について

新政権は「後期高齢者医療制度」について、同制度すみやかな廃止の姿勢から後退し、同制度は平成 24 年度で廃止し、平成 25 年度から新制度へ移行すると先延ばしをして、新しい高齢者医療制度のあり方は、高齢者医療改革会議に委ねられていました。8 月 20 日、高齢者医療改革会議が「中間とりまとめ」を発表し、年内には最終案がだされます。「中間とりまとめ」は、サラリーマンとその扶養家族を除き、大多数となる対象者 8 割りの高齢者を国保に加入させ、現役世代と「別勘定」とされ、都道府県単位で財政運営する制度にくみこもうというものです。これは後期高齢者医療制度の悪い部分を「利点」評価して、負担増と給付抑制の仕組みを温存・拡大するものです。

また 70 歳から 74 歳までの窓口負担を 1 割から 2 割に引きあげようとしています。「姥捨て制度の拡大ではないか」と懸念の声が上がっています。

「中間とりまとめ」の方向での高齢者医療制度の法案化は許されません。国民の願いに反する公約違反と考えますが見解を求めます。

4、介護保険制度について

介護保険制度が施行されて 10 年が経過しました。「介護を社会的に支える」ことを目的に発足した制度ですが、重い介護保険料や利用者負担、年々増える特別擁護老人ホームの待機者など、「保険あって介護なし」ともいうべき様々な問題が表面化し、制度の網の目からこぼれ落ちていく「介護難民」が社会問題となっています。最近の相談の中でも「要介護 1 から要支援となりサービスが減らされた」「要介護 2 から要介護 1 になり車椅子が取り上げられる」「有料ホームは高額の施設利用料で、入所を継続することができません」など、どれも

みな切実なものばかりです。

こうしたなか、政府は、2012年度の制度改定に向けた意見書を取りまとめています。「要支援者・軽度の要介護者をまるごと介護保険サービスから外す」「軽度者と一定の所得（年間200万円以上を想定）がある高齢者の利用料を現行の1割については2割への引き上げを検討する」「ケアプラン作成の有料化」「介護施設相部屋の居住費負担増」「介護療養病床廃止」する方針の継続などが盛り込まれています。利用者への給付削減と負担増となっています。

これでは軽度者が切り捨てられ、在宅生活も困難に陥らせるものです。到底受け入れられるものではありません。こうした介護切捨の法案化には、きっぱり反対する意見をあげていくべきです。いま求められているのは、要介護者の経済状況に配慮し、生活・身体状況に的確に応えられる介護サービスの充実こそ促進すべきです、見解を求めます。

5、鳥獣被害対策について

さる11月6日、日本共産党大分市議団主催の市政懇談会では、自治会の役員をされている方は「猪が庭先まで出沒し、お年寄りは怖くて、外にでられない」など人命に係わる問題なっていると、対策の強化を要望されました。また「去年はトタンで防護柵をして、安心していたが、今年はこの防護柵も壊されて栗、芋などの被害をうけた」という農家の現地調査にも出向きました。

市の調査報告でも、鳥獣被害は年々拡大し、食害に加え、猪、猿などによる生活環境被害の増加が顕著となっています。

そこで質問しますが、鳥獣被害対策を農政の重大問題として位置づけ、総合的な対策の実施が必要です、また捕獲、防護柵などの予算を大幅に増やすべきです、見解を求めます。